

令和7年度第1回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会会議 会議録

1 開催日時 令和7年10月28日（火）午後1時55分から午後2時25分まで

2 開催場所 鹿沼市役所行政棟2階第2委員会室

3 出席者

（1）委員（敬称略）

杉原 弘修（会長）、吉野 徹（副会長）、柏木 敬子、坂井 忍

（2）事務局

秋澤総合政策部長、総合政策課／佐藤課長、川田総務係長、石村主任主事、野口主事

4 議事（報告）

（1）令和6年度鹿沼市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

ア 事務局の説明

（ア）情報公開請求について

- a 令和6年度の請求件数は36件であり、前年度の41件から5件減少した。
- b 実施機関別の請求件数は、市長に対する情報公開請求が26件で最も多く、全体の72%を占めている。次いで、教育委員会が6件で17%となっている。
- c 市長に対する情報公開請求の所管部別の請求件数を見ると、上下水道部が最も多く請求されていることがわかる。
- d 請求者の区別の請求件数は、市内に住所を有する者からの請求件数が5件などとなっている一方、請求権を有しない者からの請求が23件となっている。なお、請求権を有しない者とは、主に市外・県外の個人又は法人であり、この数値から、本市の行政活動とは直接関係を有しない者からも行政情報に対する一定のニーズがあることを伺うことができる。
- e 請求の内容は、「水道事業に関する積算単価」、「市が加入している保険」、「特定の事業に係る申請書等」等であった。
- f 昨年度の請求事例の紹介について
 - (a) 1つ目の事例は、令和6年8月5日にあった請求で、その請求の内容は、「市内の中学校5校の第1学期の定期テストの問題及び回答」であった。
 - (b) 定期テストは、各担当教諭が「各生徒の授業の定着度等」を把握するために実施しているものであり、学校によっては、実施していない学校もある。
 - (c) テストは学校での管理ではなく、各担当教諭が管理しているものであるため、すでに存在しないものもあった。
 - (d) 請求された内容のうち「実施している学校」の「実施している教科」については公開し、「実施していない学校」及び「実施していない教科」については情報が無く非公開としたため、決定内容としては、「部分公開」とした。
 - (e) 2つ目の事例は、令和7年2月7日にあった請求で、その請求内容は、「1988年から1990年にかけて実施された特定の下水道工事に関する図面」であった。
 - (f) 当時の記録等の確認、当時の担当者への聞き取り等を実施したところ、請求者が工事を施工した業者であることが確認された。

- (g) したがって、市外事業者ではあるものの、「利害関係者」としての情報公開請求権を認め、当該資料について公開した。
- g 決定内容別の決定件数は、請求のあった情報の全てを公開する決定が 16 件で全体の 44%、次いで一部を非公開とする部分公開が 14 件で 39%、全てを非公開とする決定が 6 件で 17% などとなっている。
- h 部分公開を含めた非公開理由の内訳について、個人情報が 12 件で最も多く、次いで請求された情報が存在しない該当情報不存在が 7 件等となっている。
- i 令和 6 年度は、請求者からの審査請求はなかった。
- (イ) **個人情報開示等請求について**
- a 令和 6 年度の請求件数は、14 件であった。
- b 実施機関別の個人情報開示等の請求件数としては、市長に対してのものが 14 件であり、請求の内訳は、行政経営部と経済部が 1 件、市民部が 3 件、保健福祉部が 9 件であった。
- c 保健福祉部への請求が多い理由としては、介護保険に関する請求が多く見受けられ、これは、保険金等の請求等に当たり、介護認定に関する情報を必要とするケースが多いからである。
- d 情報公開請求と同様に、令和 6 年度は、請求者からの審査請求はなかった。

(ウ) **鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会について**

令和 6 年度は、審査請求案件がなかったため、会長及び副会長の選出を行うとともに、前年度の運用状況の報告をするため、令和 6 年 6 月 14 日に審査会の会議を開催した。

(イ) **審議会会議の公開について**

令和 6 年度は、63 の審議会について、延べ 254 回の会議が開催され、傍聴人は 3 人であった。

イ **委員の質疑・意見等**

質 疑 ・ 意 見 等	事 務 局 の 回 答
・県内他市で本審査会と同様の委員をしており、最近、審査請求があった。鹿沼市においても、審査請求があった際には、委員の皆様に審議いただくこととなるため、その際はよろしくお願ひする。	
・紹介された昨年度の事例（1つ目「定期テストの問題及び回答」）については、学習塾のような事業者が請求しているのか。	・そのとおりである。本請求者は、市外事業者であったものの、市内で開業することが客観的に見込まれたため、情報公開の請求権を有すると判断した。同様の請求は、昨年度が初めてであった。
・県内他市での審査請求についても、まさに「利害関係者であるか」が争点の 1 つであった。	

・紹介された昨年度の事例（2つ目「過去の特定の下水道工事に関する図面」）については、どのような資料を公開したのか。	・紙ではなくスキャンデータが存在したため、電子データ（CD 1枚）を交付した。請求者が求める情報を提供することができた。
・請求者区分では、請求権を有しない者が多いという報告であったが、例年、このような比率なのか。	・令和5年度の実績では、39件中16件（4割程度）が請求権を有しない者からの請求であった。

（3）その他

ア 柏木委員から辞任のご挨拶

（ア） 本年12月をもって辞任させていただく。情報の公開と保護という、相反する制度であり、難しい制度であったが、本審議会では良く学ばせていただいた。これまで大変お世話になりました。

イ 委員の改選手続について（事務局）

（ア） 本審査会委員の選任は、鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条の規定に基づき、「市議会の意見を聴き、委員を委嘱する」こととなる。

（イ） 後任の委員については、柏木委員の推薦母体である「宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会」から推薦をいただき、その後、12月に開催される市議会に議案として提出する。

（ウ） 後任の委員の任期は、前任者の残任期間となるため、令和8年1月1日から令和9年6月12日までである。